

# 大雪地区広域連合居所不明被保険者取扱要綱

平成 23 年 4 月 1 日

要綱 第 1 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定に基づき大雪地区広域連合国民健康保険の被保険者として資格を取得した者が、資格取得した日以降において、居住場所及び連絡場所等が不明になった被保険者（以下「居所不明被保険者」という。）について、職権による資格の抹消の措置を講ずるための適正な事務処理を図ることを目的とする。

(調査対象者)

第 2 条 この要綱により措置を講ずる対象者は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 国民健康保険料納付通知書、督促状等の返戻者
- (2) 国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の未更新者
- (3) 訪問時の常時不在者
- (4) その他調査が必要と認められる者

(調査の内容)

第 3 条 前条の規定により居所不明被保険者の措置を講ずべき対象とした被保険者については、その居住の有無を明らかにするため、次の各号に掲げる事項を調査するものとする。

- (1) 被保険者証の更新などの状況
- (2) 国民健康保険の給付状況
- (3) 国民健康保険料の納付状況
- (4) 住民基本台帳の異動等の状況
- (5) 町民税の納付状況等構成町で所管する各種納付状況
- (6) その他、連合長が必要と認める事項

2 前項各号に規定する事項の調査に基づき、必要に応じて現地調査を行い、被保険者の居住の有無を確認するものとする。

(不現住被保険者の認定)

第 4 条 前条に規定する調査の結果、被保険者が転出している事実又は居住していない事実（以下「不現住」という。）が明らかになったときは、不現住被保険者と認定するものとする。

2 前項の規定による不現住被保険者の認定日は、転出している事実が確認できるものについてはその転出日とし、居住していない事実が判明しているが転出日が不明な者については、調査資料から客観的にみて居住しなくなった事実が判断できる日とする。

(住民基本台帳の抹消依頼)

第 5 条 前条の認定をしたときは、構成町の住民基本台帳主管課に關係資料を回付のうえ調査を依頼し、

職権による住民基本台帳の抹消を依頼する。

(被保険者資格の喪失処理)

第6条 構成町の住民基本台帳主管課にて不在住被保険者に係る住民票が削除されたときは、大雪地区  
広域連合国民健康保険の被保険者としての資格の喪失処理を行う。

2 資格喪失年月日は、住民基本台帳が削除された日とする。

(帳簿等の整備)

第7条 第3条に規定する調査をし、被保険者資格喪失の処理を行ったときは、次の各号に掲げる帳簿  
等を調整し常に整備しなければならない。

(1) 居所不明被保険者の調査対象簿及び管理簿(様式第1号)

(2) 居所不明被保険者調査台帳(様式第2号)

(3) その他関係書類

2 帳簿等の保存期間は、5年とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。



居所不明被保険者調査台帳

被保険者証番号		世帯主氏名 (被保険者名)												
住所														
世帯状況	氏名	続柄	生年月日	勤務先等										
		世帯主												
対象理由	1 郵便物等不着 年 月 日 (納入通知書・督促状・被保険者証) 2 訪問時常時不在													
国保の状況	被保険者証の更新状況	年度 更新・未更新 (検認・未検認)												
	給付状況	年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		現金給付費支払状況	年 月 日			内容								
	確認日	年	月	日	確認者印									
保険料給付状況	年度													
	年度													
	確認日	年	月	日	確認者印									
国保以外の状況	項目	内 容 等		調査年月日	調査者氏名									
	住民基本台帳													
	市町村民税													
	光熱水の状況													
	町営住宅													
	国民年金													

居所不明被保険者調査結果表

家屋の状況	自家・民営の借家・公営の借家・間借り・その他 ( )										
	新居住者有り・空家・住んでいたときのまま・不明										
家主との関係 (賃貸契約)	解約している・契約している・不明 その他 ( )										
家賃の状況	年 月分まで納めている・不明・その他 ( )										
居住時期	年 月 日(頃) (方面)へ転出・不明										
調査経過	1 家主・管理人・隣人 さんから聴取確認										
	2 家屋状況より判断										
	3 その他										
調査経過	別紙調査経過表のとおり										
不在住被保険者と判断する理由											
その他特記事項	(決裁)										
	上記のとおり実地検査を行った結果、 年 月 日付けをもって不現住被保険者として認定し、併せて、構成町住民基本台帳担当課へ住民票の処理依頼をしてよろしいか。										
	年 月 日										
	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>事務局長</td> <td>主幹</td> <td>事務局次長</td> <td>室長</td> <td>主任等</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	事務局長	主幹	事務局次長	室長	主任等					
事務局長	主幹	事務局次長	室長	主任等							

